

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（具備すべき電波等）</p> <p>第十二条</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を送り、<del>F-B電波一五六・五二五MHz並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を受けること</del>ができるものでなければならない。</p> <p>6～13 （略）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 船舶局であつて、次に掲げる無線設備以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>(1) <del>F-B電波又はF-E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用する</del></p>	<p>（具備すべき電波等）</p> <p>第十二条</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、<del>F-B電波一五六・五二五MHz並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を送り、及び</del>受けることができるものでなければならない。ただし、<del>簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F-B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができるものであることを要しない。</del></p> <p>6～13 （略）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 船舶局（<del>F-B電波又はF-E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のリーダーのみを設置するものに限る。</del>）</p>

~~るための無線設備~~

~~(2) 簡易型船舶自動識別装置~~

~~(3) 第十二号のレーダー~~

九〇二十四 (略)

~~附 則~~

~~この省令は、公布の日から施行する。~~

九〇二十四 (略)